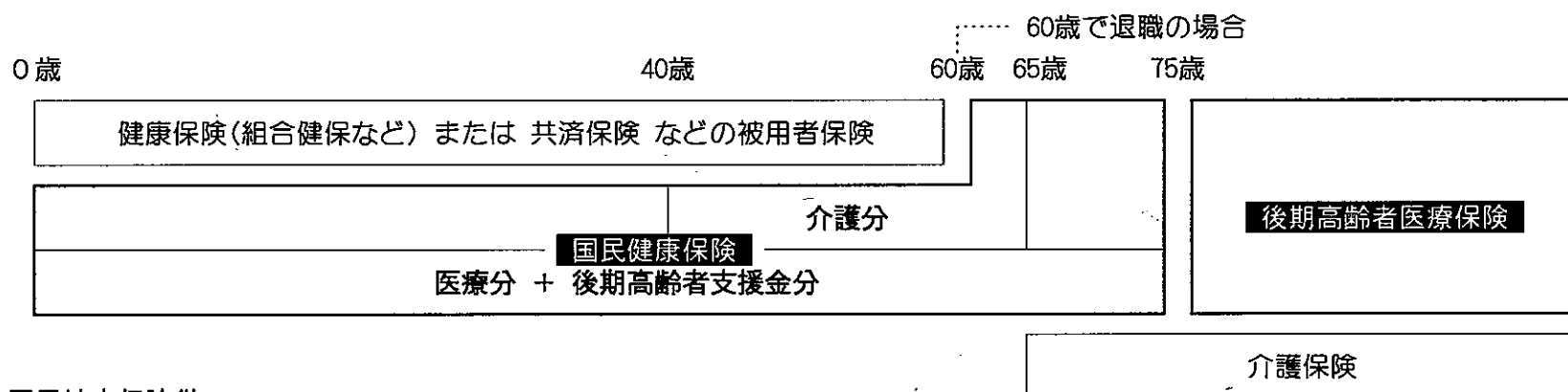


4月から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が増税に



国民健康保険税

■被保険者一人平均、年間で 1万 554円の値上げ

医療分(被保険者全員が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	4.50%	4.80%	0.30%
資産割額	15.00%	7.50%	▲7.5%
均等割額	17,000円	21,000円	4,000円
平等割額	6,600円	6,600円	0円
賦課限度額	510,000円	510,000円	0円

応能割66.30% : 応益割33.70% ⇒ 応能割62.31% : 応益割37.69%
引上げ率 5.70%

後期高齢者支援金分(被保険者全員が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	1.66%	1.95%	0.29%
均等割額	13,000円	14,000円	1,000円
賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円

応能割49.58% : 応益割50.42% ⇒ 応能割51.71% : 応益割48.29%
引上げ率 12.92%

介護分(40歳から64歳までの被保険者が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	1.10%	1.90%	0.80%
均等割額	10,300円	16,000円	5,700円
賦課限度額	120,000円	140,000円	20,000円

応能割52.31% : 応益割47.69% ⇒ 応能割52.76% : 応益割47.24%
引上げ率 57.70%

所得割額 = 給与所得や営業所得、年金所得に賦課される
資産割額 = 土地や家屋などの固定資産に賦課される
均等割額 = 国保加入者全員に賦課される
平等割額 = 国保加入の世帯単位で賦課される
賦課限度額 = 年間の国保税徴収額の上限

後期高齢者医療保険料

■被保険者一人平均、年間で 4,118円の値上げ

	改定前	改定後	差
均等割額	40,100円	42,200円	2,100円
所得割率	8.19%	8.98%	0.79%
一人あたりの平均保険料	92,980円	97,098円	4,118円
引上げ率 4.4%			

全体	
40歳から64歳までの被保険者	医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 = 11.69%の引上げ
上記以外の被保険者	医療分 + 後期高齢者支援金分 = 7.67%の引上げ
応能割60.52% : 応益割39.48% ⇒ 応能割58.25% : 応益割41.75%	
引上げ合計額 2億 9,415万 9千円(被保険者一人平均 1万 554円/年額)	

被保険者27,871人(2014年度当初予算数値)

【解説】小金井市は国保税の値上げを4月から強行します。2年前の一人平均1万 5,100円に続く大幅値上げです。国民健康保険には小金井市民の25%、世帯では3分の1が加入しており、値上げは市民全体の暮らしを直撃します。稲葉市長は「毎年、国保税額を見直していきたい」(3月7日の厚生文教委員会)と述べており、さらなる負担増が懸念されます。

75歳以上の人に強制的に課税される後期高齢者医療保険料は、東京都全体で同一に課税されます。値上げ案は東京都の各自治体から選出された議員によって構成される広域連合議会に提案され、自民党、公明党、民主党などの賛成多数で4月からの値上げが決められました。後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直され、高齢者が増え、医療費が増加すれば保険料も引き上げられるという仕組みにされています。

(2014年3月24日)